

# 令和元年度東京都税制調査会 第 3 回 小委員会

## 「2 その他法人課税に関する資料」

令和元年 8 月 22 日

## 「2 その他法人課税に関する資料」 目次

資料名	頁
租税特別措置の適用状況（平成29年度）①②③④	1
税制調査会「法人税の改革について（平成26年6月）（租税特別措置の見直しに関する部分抜粋）」	5
租税特別措置の地方税への影響の仕組み	6
地方税における税負担軽減措置等の適用状況（平成29年度）①②③④⑤	7
法人事業税・法人住民税の分割基準の概要	12
平成28年度与党税制改正大綱（分割基準に関する部分抜粋）」	13
平成元年度及び平成17年度における分割基準の改正内容とその考え方	14

# 租税特別措置の適用状況（平成29年度）①

## 1. 適用法人数等

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度において、適用額明細書の提出があった法人数は1,231,389法人（うち、単体法人1,230,274法人、連結法人1,115法人）で、適用件数は法人税関係特別措置85項目について延べ1,922,624件（うち、単体法人1,920,184件、連結法人2,440件）である。

（参考）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度における適用法人数等

- ・適用額明細書の提出があった法人数 1,182,897法人（うち、単体法人1,181,816法人、連結法人1,081法人）
- ・適用件数 法人税関係特別措置82項目について延べ1,833,213件（うち、単体法人1,830,582件、連結法人2,631件）

## 2. 資本金階級・所得階級別の適用件数及び適用法人数

資本金階級・所得階級別の法人税関係特別措置全体の適用状況は、次のとおりである。

資本金階級	適用件数(上段) 適用法人数(下段)		
	27年度	28年度	29年度
1,000万円以下	1,340,931 914,609	1,423,639 962,937	1,506,759 1,008,466
3,000万円以下	233,882 128,806	238,698 130,856	245,652 133,427
5,000万円以下	86,868 46,344	88,428 46,968	89,942 47,434
1億円以下	58,492 29,586	60,500 30,552	61,703 31,360
3億円以下	5,667 3,587	5,486 3,475	4,670 3,088
5億円以下	3,335 2,050	3,182 1,954	2,602 1,765
10億円以下	2,256 1,205	2,234 1,177	1,940 1,119
100億円以下	6,608 3,044	6,313 3,031	5,202 2,781
100億円超	2,201 878	2,102 866	1,714 834
連結法人	2,556 1,009	2,631 1,081	2,440 1,115
合計	1,742,796 1,131,118	1,833,213 1,182,897	1,922,624 1,231,389

所得階級	適用件数(上段) 適用法人数(下段)		
	27年度	28年度	29年度
0円又は欠損	313,204 275,863	320,945 282,890	327,590 289,956
100万円以下	346,136 262,638	356,626 269,547	368,423 276,423
800万円以下	544,429 339,172	579,060 358,918	612,388 376,352
1,000万円以下	62,251 33,584	66,926 36,162	70,302 37,772
5,000万円以下	315,886 153,723	338,814 164,941	362,617 175,403
1億円以下	70,395 29,901	74,824 31,795	79,742 34,077
10億円以下	78,071 31,256	82,962 33,240	89,583 35,927
100億円以下	8,554 3,516	9,200 3,880	8,529 3,916
100億円超	1,314 456	1,225 443	1,010 448
連結法人	2,556 1,009	2,631 1,081	2,440 1,115
合計	1,742,796 1,131,118	1,833,213 1,182,897	1,922,624 1,231,389

## 租税特別措置の適用状況（平成29年度）②

### 3. 業種別の適用件数及び適用法人数

業種別の法人税関係特別措置全体の適用状況(単体法人・連結法人合計)は、次のとおりである。

業 種	適用件数(上段) 適用法人数(下段)		
	27年度	28年度	29年度
農林水産業	32,034	37,231	40,170
	18,278	20,079	21,403
鉱業	3,054	2,836	2,922
	1,622	1,548	1,521
建設業	323,583	342,985	364,072
	200,202	210,163	219,927
製造業	257,291	266,366	278,347
	144,911	149,885	155,219
食料品製造業	29,329	30,732	30,411
	17,069	17,657	17,592
繊維工業	14,484	14,741	14,381
	9,366	9,486	9,245
木材、木製品製造業	6,455	6,481	6,492
	3,922	3,884	3,831
家具、装備品製造業	5,455	5,543	5,456
	3,446	3,472	3,435
パルプ、紙、紙製品製造業	5,067	5,244	5,258
	2,954	2,989	2,962
新聞業、出版業又は印刷業	16,784	16,895	16,508
	10,701	10,683	10,484

業 種	適用件数(上段) 適用法人数(下段)		
	27年度	28年度	29年度
(製造業続き)	8,744	8,725	8,379
化学工業	4,196	4,207	4,147
石油製品製造業	1,024	1,019	1,038
	497	524	530
石炭製品製造業	86	89	111
	46	51	60
ゴム製品製造業	2,498	2,525	2,667
	1,359	1,384	1,433
皮革、同製品製造業	1,249	1,288	1,281
	843	851	844
窯業又は土石製品製造業	8,684	8,620	8,511
	4,942	4,931	4,854
鉄鋼業	5,970	5,995	6,280
	3,239	3,229	3,296
非鉄金属製造業	2,893	2,908	3,029
	1,495	1,527	1,523
金属製品製造業	41,732	42,245	44,653
	22,136	22,353	22,973
機械製造業	31,759	31,954	33,026
	17,057	17,229	17,262

注 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成31年2月国会提出）より抜粋。

## 租税特別措置の適用状況（平成29年度）③

### 3. 業種別の適用件数及び適用法人数（続き）

業 種	適用件数(上段) 適用法人数(下段)		
	27年度	28年度	29年度
(製造業続き)			
産業用電気機械器具製造業	13,936 7,430	13,809 7,364	14,211 7,557
民生用電気機械器具電球製造業	3,146 1,662	3,135 1,640	3,151 1,610
通信機械器具製造業	2,247 1,249	2,257 1,263	2,226 1,225
輸送用機械器具製造業	13,289 6,822	13,199 6,850	13,108 6,733
理化学機械器具等製造業	3,063 1,625	3,011 1,591	3,093 1,628
光学機械器具等製造業	1,834 972	1,836 955	1,904 969
時計、同部品製造業	261 148	229 134	243 135
その他の製造業	37,302 21,735	43,886 25,631	52,930 30,891
卸売業	156,371 100,191	159,722 102,202	165,379 104,778
小売業	155,222 106,332	158,630 108,558	159,506 108,544
料理飲食旅館業	58,189 41,065	61,626 43,401	63,535 44,671
金融保険業	30,388 21,085	30,179 20,934	29,966 20,972

業 種	適用件数(上段) 適用法人数(下段)		
	27年度	28年度	29年度
不動産業	171,761 136,448	185,545 146,078	199,825 156,151
運輸通信公益事業	71,028 41,575	75,805 43,912	76,921 44,670
サービス業	447,074 292,370	471,495 306,535	496,660 320,862
その他	36,801 27,039	40,793 29,602	45,321 32,671

## 租税特別措置の適用状況（平成29年度）④

### 4. 法人税関係特別措置の種類ごとの適用状況

法人税関係特別措置の主な種類ごとの適用状況(単体法人・連結法人合計)は、次のとおりである。

種 類	27 年 度			28 年 度			29 年 度		
	措置数	適用件数	適用額	措置数	適用件数	適用額	措置数	適用件数	適用額
法人税率の特例	2	843,511	特例対象所得金額 32,272 億円	2	888,808	特例対象所得金額 34,412 億円	2	931,942	特例対象所得金額 36,574 億円
税額控除	16	154,086	税額控除額 10,563 億円	16	162,268	税額控除額 10,481 億円	18	176,196	税額控除額 10,944 億円
特別償却	28	73,463	特別償却限度額等 23,619 億円	26	68,087	特別償却限度額等 17,869 億円	30	58,013	特別償却限度額等 11,684 億円
準備金等	15	11,790	損金算入額等 9,428 億円	15	12,773	損金算入額等 8,212 億円	15	13,273	損金算入額等 8,959 億円

注1 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成31年2月国会提出）より抜粋。

注2 適用額の内容は、法人税関係特別措置の種類によってそれぞれ異なる。例えば、法人税率の特例については対象となる所得金額、税額控除については税額控除額、特別償却については特別償却限度額等、準備金については積立額のうち損金算入額を示している。

# 税制調査会「法人税の改革について」(平成 26 年 6 月)

## (租税特別措置の見直しに関する部分抜粋)

### 2. 具体的な改革事項

#### (1) 租税特別措置の見直し

##### ① 現状

租税特別措置には、産業支援など特定の政策目的のために税負担の軽減などを図る政策税制のほか、租税回避の防止や手続きの特例等のための措置がある。政策税制は全申告件数 276 万件(平成 24 年度)のうち、約 96 万法人が適用を受けている。

##### ② 改革の方向性

政策税制については、経済社会環境の変化に応じて必要性和効果を検証し、真に必要なものに限定する必要がある。特に特定の産業が集中的に支援を受ける優遇措置は、可能な限り廃止・縮減し、既存産業への政策支援の偏りを是正することで、新産業が興りやすい環境を整備していく必要がある。

見直しに当たっては、国際的なイコールフットィングの観点が必要であるという意見があったが、税率を引き下げるのであれば例外措置は思い切って見直すべきとの意見が多かった。

具体的には、以下の基準に沿って、ゼロベースでの見直しを行うこととする。その際、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査の結果などを踏まえる。

基準 1 : 期限の定めのある政策税制は、原則、期限到来時に廃止する

延長が繰り返されて期限が有名無実化すれば政策手段としての効用が損なわれ、さらに税負担の歪みも固定化するおそれがある。

基準 2 : 期限の定めのない政策税制は、期限を設定するとともに、対象の重点化などを見直しを行う

政策手段としての効果を最大限に発揮させるとともに、定期的に検証を行う。

基準 3 : 利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う

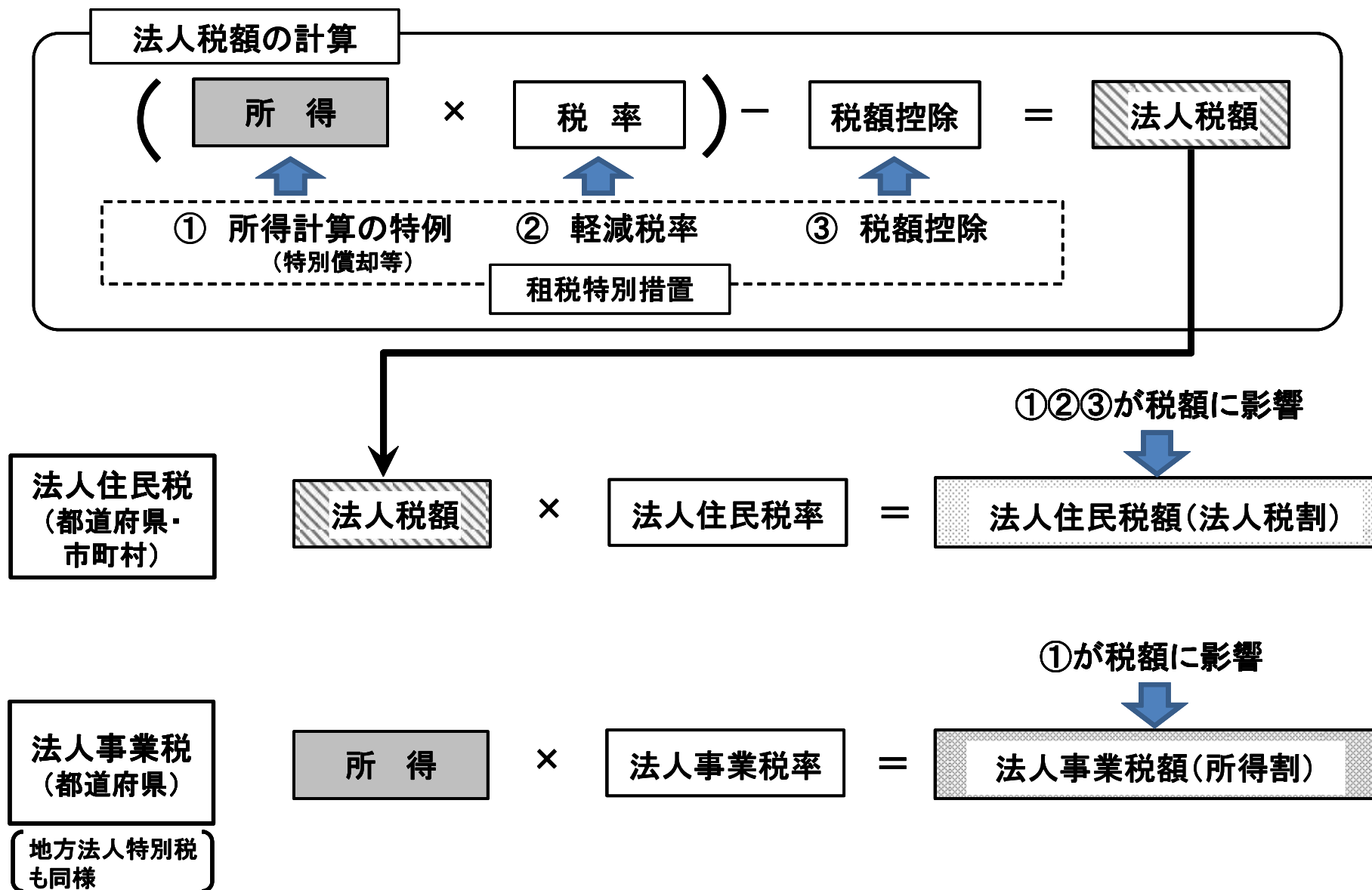
例えば、不特定多数の適用を想定しながら、上位 10 社の適用が 8 割超の場合や適用が 10 件未満の場合は、必要性や効果の検証を徹底する。

最大の政策税制であり、かつ重要度の高い研究開発税制については、次の観点から見直すべきである。総額型は、平成 15 年度税制改正において、税率引下げが見送られる中、政策の重点分野への集中投資を図る観点から、研究開発税制を大幅に拡充するものとして導入された経緯や、税額控除が結果的に補助金と同じ効果を持つことを踏まえ、税率引下げに対応して大胆に縮減し、研究開発投資の増加インセンティブとなるような仕組みに転換していくべきである。また、対象となる試験研究費について、人件費、減価償却費や外部委託費などの算入を制限している諸外国の例も参考としつつ、対象の重点化を図るべきである。

(注) 研究開発費の内訳 ; 人件費 36%、原材料費 15%、外部委託費 14%、減価償却費 6%

また、平成 25・26 年度税制改正では、企業の研究開発投資、設備投資及び賃上げを促すために、税制上の対応を行った。これらの政策税制はアベノミクスの推進のために導入したものであり、その政策効果やデフレからの脱却状況を見つつ、「集中投資促進期間」との整合性を踏まえて考える必要がある。

# 租税特別措置の地方税への影響の仕組み





## 地方税における税負担軽減措置等の適用状況（平成29年度）①

### ○ 種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

平成29年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は229であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税目	種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注2)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注2)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注2)
法人住民税	税額			1	0.0億円	1	1億円
個人事業税	課税標準 (所得)	1	12,729億円	1	12,734億円	1	12,654億円
法人事業税	課税標準 (付加価値額)	1	1,523億円	1	25,473億円	1	32,583億円
	課税標準 (資本金等の額)	8	18,210億円	8	18,209億円	9	16,648億円
	課税標準 (所得)	1	5,826億円	1	5,514億円	1	4,668億円
	課税標準 (収入金額)	3	473億円	4	962億円	5	14,312億円
	税額	2	20億円	3	25億円	3	22億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	25	76,013億円	26	78,583億円	26	79,976億円
	税額	12	845億円	12	894億円	12	919億円

注1 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（平成31年2月国会提出）より抜粋。

注2 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。  
ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。  
また、税負担を増加させる措置又は特例については、適用額の総額に含まない。

## 地方税における税負担軽減措置等の適用状況（平成29年度）②

### ○ 種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況（続き）

税目	種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注2)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注2)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注2)
自動車取得税	課税標準 (自動車の取得価額)	3	1,891億円	3	2,419億円	3	2,750億円
	税額	3	1,622億円	3	1,747億円	3	1,432億円
軽油引取税	税額	2	890億円	2	848億円	3	854億円
自動車税	税額	2	469億円	2	518億円	2	469億円
鉱区税	税額	1	0.6億円	1	0.7億円	1	0.6億円
狩猟税	税額	5	7億円	5	7億円	5	8億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	72	78,330億円	77	91,879億円	79	92,642億円
	税額	11	1,254億円	11	1,334億円	13	1,367億円
軽自動車税	税額	1	0.0億円	2	51億円	2	45億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	25	4,356万㎡ [262億円](注3)	25	4,488万㎡ [269億円](注3)	26	4,483万㎡ [269億円](注3)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(10) (注4)	6,090億円	(10) (注4)	6,177億円	(11) (注4)	6,104億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	28	8,201億円	31	6,773億円	33	6,617億円

注1 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」（平成31年2月国会提出）より抜粋。

2 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。  
ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

また、税負担を増加させる措置又は特例については、適用額の総額に含まない。

3 [ ]内の数値は、課税標準（事業所税床面積 (㎡)）に600円/㎡の税率を乗じたものである。

4 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数の229には含まない。

## 地方税における税負担軽減措置等の適用状況（平成29年度）③

### ○ 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況（法人住民税）

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）			
条	項	号					27年度	28年度	29年度	
附	8条の	2の	2	地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その20%の税額控除をする。	H32. 3. 31	税額		4, 771	148, 039

注1 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（平成31年2月国会提出）より抜粋。  
 2 「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

# 地方税における税負担軽減措置等の適用状況（平成29年度）④

## ○ 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況（法人事業税）

根拠条文		措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項号					27年度	28年度	29年度
72条の23	②	社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	582,550,165	551,381,013	466,780,084
72条の24の7	⑤	医療法人に係る税率の特例措置	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.6%の軽減税率を適用する。	なし	税額	1,979,951	2,523,386	2,124,957
附9条	①	JR北海道・四国に係る資本割の特例措置	JR北海道及びJR四国について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	351,114,654	351,114,654	195,206,116
附9条	②	承継銀行等に係る資本割の特例措置	承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	③	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	H32. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679	27,478,679	27,478,679
附9条	④	新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	1,140,234,046	1,140,225,467	1,140,225,467
附9条	⑤	中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	⑥	特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	⑦	東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	88,969,328	88,888,353	88,728,546
附9条	⑧	電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (収入金額)	31,588,772	77,345,554	1,410,805,804
附9条	⑨	生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	4,683,214	6,795,739	7,385,083

注1 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（平成31年2月国会提出）より抜粋。

2 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

3 種類の欄に「税額」、「課税標準（所得）」、「課税標準（収入金額）」とある特例措置については、地方法人特別税にも影響は生じている（地方創生応援税制を除く。）が、この集計表には反映していない。

# 地方税における税負担軽減措置等の適用状況（平成29年度）⑤

## ○ 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況（法人事業税）（続き）

根拠条文		措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項号					27年度	28年度	29年度
附 9 条	⑩	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H31.3.31	課税標準 (収入金額)	11,040,407	12,036,857	11,792,752
附 9 条	⑪	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	株式会社地域経済活性化支援機構（旧株式会社企業再生支援機構）について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	24,084,800	24,084,800	24,084,800
附 9 条	⑬～⑯	所得拡大促進税制	法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、付加価値額から雇用者給与等支給増加額を控除する特例措置を講ずる。 【平成30年度改正】 法人税における給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除と同様の適用要件を満たす場合に、付加価値額から雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を控除する特例措置に改組する。	H33.3.31	課税標準 (付加価値額)	152,316,835	2,547,315,756	3,258,340,562
附 9 条	⑱	一般送配電事業者に係る使用済燃料再処理等既発電費相当額を控除する収入割の特例措置	一般送配電事業者について、特定実用発電用原子炉設置者に交付する使用済燃料再処理等既発電費として積み立てるべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H32.3.31	課税標準 (収入金額)		0	1,235,618
附 9 条	㉑	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置	株式会社民間資金等活用事業推進機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H34.3.31	課税標準 (資本金等の額)			0
附 9 条	㉒	廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置	廃炉等実施認定事業者について、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H34.3.31	課税標準 (収入金額)			0
附 9 条の 2		特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	特定の協同組合等について、所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、5.5%に引き上げる。	なし	税額	2,135	4,019 (注4)	547
附 9 条の 2 の 2		地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その10%の税額控除をする。	H32.3.31	税額		1,180	90,859

注1 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（平成31年2月国会提出）より抜粋。

注2 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

注3 種類の欄に「税額」、「課税標準（収入金額）」とある特例措置については、地方法人特別税にも影響は生じている（地方創生応援税制を除く。）が、この集計表には反映していない。

注4 修正報告を反映。

# 法人事業税・法人住民税の分割基準の概要

## ○ 法人事業税・法人住民税の分割基準とは

- 法人事業税・法人住民税は、事業所等を有する法人に、その事業所等が所在する地方団体が課税
- 法人の事業所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要



「分割基準」= 課税標準を事業所等の所在する地方団体に分割する基準

## ○ 法人事業税・法人住民税の分割基準（平成29年4月1日現在）

	事業		課税方式	分割基準
法人事業税	非製造業	保険業	収入割	課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者の数
		その他		
	製造業		所得割 付加価値割 資本割 (注3)	従業者の数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)
	鉄道事業・軌道事業			軌道の延長キロメートル数
	倉庫業			事業所等の固定資産の価額
	ガス供給業		収入割	課税標準の3/4：事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額
	電気供給業 (注2)	発電事業		課税標準の3/4：発電所に接続している電線路の電力容量 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額
		送配電事業		課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者の数
小売電気事業				
法人住民税 (法人税割)				従業者の数

- ・「事業所等」とは、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」をいう。
- ・「従業者」とは、「俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者」をいう。

注1 東京都主税局「分割基準のガイドブック」（平成29年7月）等より作成。

注2 平成29年3月30日以前に終了する事業年度は、課税標準の3/4を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額、1/4を事業所等の固定資産の価額で按分。

注3 資本金1億円超の外形標準課税対象法人の場合。

## 平成28年度与党税制改正大綱（分割基準に関する部分抜粋）

### 第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

#### 1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

##### （1）成長志向の法人税改革

##### ② 法人税制をめぐる諸課題

- 地方法人課税については、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

# 平成元年度及び平成17年度における分割基準の改正内容とその考え方

## ○平成元年度改正

考え方	改正内容
<p>オフィスにおけるOA化<sup>注2</sup>や工場におけるFA化<sup>注3</sup>などの企業全体の省力化に伴い、製造業において直接的な生産に携わらない間接部門の人員の占めるウェイトが高まっている</p>	<p>製造業（資本金1億円以上の法人） ⇒工場の従業者数を1.5倍に割り増し</p>
<p>証券業と銀行業は、近年、その業務内容及び業務形態において近接してきている</p>	<p>証券業 ⇒1/2を「従業者数」 1/2を「事業所等の数」で分割 (※銀行業と同じ分割基準)</p>

## ○平成17年度改正

考え方	改正内容
<p>近年、効率化のために人員を削減し、店舗戦略等としての事業所の持つ重要性が相対的に高まっている 事業所数は、所在するだけで一定の行政サービスを受益していること、簡明な基準であり申告法人の事業負担も小さいこと等から、指標に適している</p>	<p>製造業以外の事業（資本金1億円以上の法人） ⇒1/2を「従業者数」 1/2を「事業所等の数」で分割</p>
<p>近年、法人における本社管理部門の形態は、事業部制等で多様化・分散化しつつあることから、本社管理部門の従業者数の圧縮措置の意義・効果が乏しくなっている 本社管理部門の従業者数の圧縮措置と、非製造業において今回「事業所数」基準を導入することは趣旨が重複</p>	<p>本社管理部門の従業員数の圧縮措置 (1/2に割り落とし) ⇒廃止（製造業・非製造業とも）</p>

注1 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」（平成27年4月23日）資料及び一般財団法人地方財務協会「改正地方税制詳解」より作成。

注2 電子機器を利用して事務の省力化を図ること。

注3 コンピューター制御技術を用いた作業の自動化を行うこと。